

## まえがき

本書の冒頭に掲げられている「古代国家と交通」の各論考は、私の衣服史研究とは一見したところ無関係に見えるかもしれない。しかし実は、国家によって整序された衣服の制度は、その展開される場の存在を前提としている。そしてその場こそが、国家の領域を象徴するのである。

そこで衣服が着用される儀礼の空間としての都と地方が、連続した人工的空間としての道路で結ばれていること、その道路の国家と公民における意味、そこでの衣服の機能などを考察の対象とした。これも私の衣服制研究から発した問題意識なのである。中央と地方が道路によって結ばれ、国家の領域を形成するという意識は、行基図に凝縮された、日本で特に発達した地理感覚であった。道路の行き着くところ、その果てには海路がある。五島列島を中心とした海上交通のネットワークや、斉明朝の北方経営の軌跡の中に、境界領域での、衣服を媒介とした民族間の交通を見て取り、また『一遍聖絵』の中に、中世の市場空間のメンバーシップの資格的表象としての服飾が認められることを確認した。

さらに隼人や蝦夷など、境界領域に位置づけられた民族に対して、国家はどのような衣服を政治的に強制しようとしたのかも、古代国家の性格を考える上で見過ごせない問題であった。

大学院博士課程在学中から始まった私の衣服制研究の第一歩は、日本の基層の衣服形態を明らかにすることだった。「魏志」倭人伝の衣服記載の分析から、三世紀の日本列島で着用されていた「貫頭衣」は、袖なし、前あき、膝丈の形態だったと考えられ、稲作と一緒に列島にもたらされた水田稲作の労働着であった。これに袖を

つけ、裾を踝まで延長させたものが和服なのである。以後、幾度にもわたって列島に新たな衣服がもたらされても、江戸時代に袴袴姿で登城した武士たちさえ、家では小袖の着流し姿でくつろいだように、いわば貫頭衣は和服の原形であり、日本の衣服の基本形なのである。

こうした日本の衣服と、中国正史の蛮夷伝から抽出できる古代東アジア世界における民族の衣服形態の差が、どのような民族間の関係を生み、また国家間の関係を目に見えるかたちにしたかを考えること、また性差による衣服の違いの有無が、どのような社会の性格を生んだのかも、常に私の関心事となった。

「王権と衣装」と題して配置した諸論考は、中国の衣服制との関連で、日本古代の冠や衣服の制度が、どのような継受の経緯をたどったのか、あるいは地方の首長たちが、まずは王権にもたらされた中国の衣服を、どのように継受しようとしたのかを、考えようとしたものである。また衣服に基本的な性差がなかったことが、卑弥呼や天皇の衣服の特質、それが天皇制の性格をどのように規定したのかも、射程に入れている。

そもそも衣服は、単一民族の中で自律的、一系的に発展するのではなく、必ず他民族や国家との相関・相克の中で、変化し発展していくものである。したがって、ひとり日本列島の衣服制研究では完結せず、中国や朝鮮半島の衣服制との対比の中にその発展があり、さらに列島内部の民族、あるいは階層間の衣服の格差、地域の偏差などの要素を包含して成り立っている。それは古代にとどまらず、歴史通貫的にいえることであり、また列島内部に限定されることのない現象なのである。

近年、私の問題関心は次第に拡がって、中国周辺域の民族衣装の変化についての調査や考察、近代日本に洋服が導入され、和服と洋服が併行して着用された時期の、各々の位置づけの変化等の考察を進めているが、これも

古代に中国や朝鮮半島の衣服を継受しながら形成されて来た日本列島の衣服を考えていく上で、十分有効だと考えている。

竹内理三先生が企画された戊午叢書の一冊として、『古代国家の形成と衣服制——袴と貫頭衣——』（吉川弘文館、一九八四年）を刊行していただいから、はや三〇年の月日が、まさに飛ぶがごとくに過ぎ去ってしまった。

三九年前、早稲田大学大学院の修士課程に在学中の、長女藤原清香を出産したばかりの私に、早稲田大学東洋古代史の教授であった栗原朋信先生が電話をくださって、「君の論文が、『史学雑誌』の回顧と展望で、とつても褒めてあったよ」と、わざわざ教えてくださったことがあった。

とつてもうれしい知らせだった。私の卒業論文の一章が竹内先生のご紹介で『日本歴史』に「不改革典について」と題して掲載されていた。生まれて初めて活字になった論文で、それこそ刷り上がった雑誌が送られてきた時には感激のあまり抱いて眠った論文についての、論評であった。でもこれから妊娠・出産・育児と、ますます研究から遠ざかってしまうかもしれないと、ため息ばかりついていると申し上げたら、「子どもを産むことほど意義があることは無いよ、だって論文なんて、そのひとが生きているうちまで生きていれば良い方で、死ねば論文も死んで忘れられてしまうんだよ、でも子どもは、少なくとも自分の命を繋いで、その命の中に生き続けていることが出来る、だからよっぽど意味があるんだよ」と……。私はこんなに学会に影響力のある論文を少なからず書いている先生でも、こういうことを言うんだと、とてもびっくりした。

竹内理三先生も、『寧楽遺文』『平安遺文』『鎌倉遺文』など、史料編纂の仕事に没頭された一生を振り返って、こう述懐されたことがある。「僕はねえ、本居宣長の『古事記伝』のようなものを書きたかったんだ、後世の研究者が必ずそこから出発しなければならぬような……でも著者の死後、三〇年生きている論文は非常に少ない。

中田薫ぐらいかなあ……僕にはその自信はなかった、だから史料編纂の仕事をすることにしたんだ」と……。  
今、前著から三〇年ぶりに論文集をまとめるにあたり、頭をよぎるのは、このお二人の言葉である。

果たしてこの論集が、そう遠くはないだろう私の死のあと、どのくらい命脈を保っているか、それは今の私に知る由もない。

医師として、研究者として、三人の子供を抱えながら頑張っているたったひとりの娘に、専攻分野は違うものの、見届けてもらおうしかないだろう。

結びにあたり、三〇年もの永きにわたり、単身赴任を許してくれ、不自由な生活に耐えて清香を育ててくれた夫藤原英二に、感謝の思いを捧げたい。

また、『交錯する知』と同時進行で本書の編集の労をとって下さった思文閣出版の田中峰人氏に、かさねてお礼を申し上げます。

二〇一四年一月三〇日 箕面小野原の仮寓にて

武田佐知子

古代日本の衣服と交通—装う王権つなく道—◆目次

第一部 古代国家と交通

第一章 古代における道と国家 ..... 3

はじめに ..... 3

第一節 公門の内と外 ..... 5

第二節 現象形態としての道路と国家 ..... 14

おわりに ..... 23

第二章 古代における都と村 ..... 26

はじめに ..... 26

第一節 行基図の特質 ..... 28

第二節 中国の地図の特質 ..... 33

第三節 道と地方行政区画 ..... 36

第四節 村落の道と官道 ..... 41

おわりに ..... 44

第三章 二つのチカシマに関する覚え書き——古代の国際的交通をめぐって—— ..... 48

第四章 古代環日本海交通と淳足柵……………59

はじめに……………59

第一節 古代淳足柵の機能……………60

第二節 淳足柵と難波宮造営の共通項……………62

第三節 阿倍比羅夫の北征……………64

第四節 異民族交易の場の立地条件……………66

第五節 沈黙貿易……………68

第六節 古代出雲大社と交通……………70

第七節 城柵と交易……………73

おわりに……………74

第二部 民族標識・異性装

第一章 「魏志」倭人伝の衣服について——「横幅」衣・「貫頭」衣の位相……………81

はじめに……………81

第一節 藤貞幹の倭人伝の理解……………82

第二節 本居宣長の反論……………84

第三節 「倭人伝」の信憑性を問題とする諸説……………86

第四節 「横幅」衣の諸相……………88

第五節 倭人を九州地域の南方系民族と解する諸説……………91

第六節	喜田貞吉の「横幅」衣に対する所見	93
第七節	高橋健自の「袈裟式衣」説	95
第八節	猪熊兼繁の「横幅」衣の理解	96
第九節	織布技術と貫頭衣	100
第一〇節	「横幅」衣Ⅱ「貫頭」衣	101
第一一節	坪井遺跡出土の人物画像	103
第一二節	扶南における「横幅」衣・「貫頭」衣	105
第一三節	雲南省石寨山出土貯貝器に見える人物群像	107
おわりに		113
補論一	『一遍聖絵』に見る時衆の衣服——阿弥衣と袈裟——	120
はじめに		120
第一節	時衆批判の書	126
第二節	阿弥衣と馬衣	132
第三節	袈裟と阿弥衣	140
おわりに		145
補論二	笠の山——境界をめぐる一試論——	150
はじめに	——問題の所在——	150



第一節	市場の境界	152
第二節	積みあげられた市女笠	155
第三節	市女の市女笠	161
第四節	笠と履きものの供託	163
おわりに		167
第二章	日本古代における民族と衣服	169
はじめに		169
第一節	中国における礼と衣服	171
第二節	肅慎平定伝承に見る礼教観念	174
第三節	諸蕃と衣服	175
第四節	蕃客人朝の儀と隼人の衣服	181
第五節	藤原広嗣の乱と隼人の朝服	186
第六節	九州の隼人社会と「朝服」	192
おわりに		199
第三章	律令国家と蝦夷の衣服——民族標識としての衣服——	206
はじめに		206
第一節	異類・同類	208

第二節	異類・同類から自類へ	210
第三節	蝦夷の衣服	214
第四節	狭布と蝦夷	216
第五節	陸奥土人と狭布	220
第六節	公服と織機	224
第七節	狭布の細布胸合わせ	229
おわりに		233
第四章 奉翳美人の「男装」について		
はじめに		239
第一節	朝賀の儀と祥瑞奉獻	240
第二節	「元会」について	243
第三節	奉翳美人の名称	249
第四節	奉翳美人の袍袴着用	252
第五節	奉翳美人の出身	254
第六節	翳の大きさをめぐって	259
おわりに		262
第五章 男装の女王・卑弥呼		
		266

はじめに	266
第一節 卑弥呼と中国の衣服	267
第二節 女性首長と中国	275
第三節 賜与された朝服の性別	282
おわりに	288
第三部 王権と衣装	
第一章 大化の冠位制について——吉士長丹像との関連で——	293
はじめに	293
第一節 吉士長丹像をめぐって	294
第二節 形、蟬に似たり	297
第三節 天武朝の冠制と髪がた	305
おわりに	313
第二章 王権と衣服	317
はじめに	317
第一節 卑弥呼の衣服	319
第二節 ワカタケルと身分標識	323
第三節 「左治天下」の意味するもの	328

第四節	稻荷山鉄剣と衣服	332
おわりに		340

第三章 古代天皇の冠と衣服——中国衣服制の継受をめぐる——

はじめに	346	
第一節	日本における袞冕	347
第二節	中国歴代の袞冕	359
おわりに		370

第四章 服飾と制度——冠位から位階へ——

はじめに	376	
第一節	古代の位階表示	377
第二節	冠の形状と装飾	380
第三節	礼服の冠	385
第四節	錦紫繡織	390
第五節	漆紗冠と髪がたの変化	393
おわりに		395

第一部

---

古代国家と交通



## 第一章 古代における道と国家

### はじめに

本章では、古代における交通を、道路を中心に考察し、道路が媒介することによって構成される、新たな世界像の問題として考えることを目的とする。

ここでとりあげる道は、共同体の外部にあつて、共同体成員の日常性と断絶しながら、しかも彼らの共同体を全体として中央に直結させる、共同体を超越した強権によって造成された、人工的構築物としての道である。それはどのようなかたちで彼らと国家の関係を規定したか。国家は物資や文書の通送あるいは人間の往還の経路として以外に、どのような役割を道に担わせようとしたのだろうか。

石母田正氏は、交通を商品交換や流通、商業、生産技術の交流といった、経済的側面のみならず、戦争や外交を含めた政治的領域、文字の使用や法の継受などの精神的領域までを含めた、多様な側面<sup>(1)</sup>でとらえた。しかし精神の領域は、文字や法という、いわば情報伝達や統治技術の分野に限られることなく、道が結び付けることによって形成される新たな世界、そこを律する観念をも、問題とすべきではないだろうか。

中央と地方の分離、中央による地方の支配は、国家成立と同時に始まったと考えられるが、こうした関係が成立するためには、交通の存在が不可欠である。職員令民部省条は、民部卿の職掌として橋道、津濟、渠池、山川、藪沢の管掌をあげている。これに対して、義解は「唯地圖に拠つて其の形界を知る。検勘に至りては更に関渉せず」とし、集解の諸説もこの考えをとる。このように民部省が地図による勘知を行うのは、穴記によれば、「天下の地、皆悉く之れを知るの心也」とあるように、国土の領域的支配の理念を地図による掌握というかたちであらわすことを意図してのものであった。

ここで天下の地の把握を究極の目的としながら、たとえば大化二年（六四六）八月紀に、国司等に対して「国々の疆塚を觀て、或いは書にしるし或いは図をかきて、持ち来りて示せ奉れ」と命じたように、国郡の位置、領域等が地図に書き込まれるべき要素としてあがっているのではなく、それらの地にいたる「橋道、津濟」という交通路がまずあげられていることは、古代における道の意義を考える上で極めて示唆的である。律令国家の地域支配が、これらの交通手段を不可欠の前提としていたこと、地域支配がこれなくしては成立し得ないことを、国家の側が、熟知していたことを表しているといえよう。

ここ数十年の、歴史地理学のめざましい進展により、古代官道の実態が次々に解明されている。その成果によれば、古代の官道は中・近世の道路とは隔絶した広い幅員を持ち、おおむね直線で結ばれた計画的道路であり、敷石舗装された場合さえあることが確認されている。古代の官道がかくまで整然と、計画的に造成された道路であったことは、少なからざる衝撃を学会に与えたといつてよいだろう。古代国家の評価も、この事実を前にして、一定の修正を施さざるを得ないと思われる。

そこで以下に、道路そのものに焦点をあて、古代における人工的構築物としての道の機能、その具体的形状が果たした、当該社会における集団心性構成上の役割、その国家における意味を考えてみたい。



## 第一節 公門の内と外

(1) 中国地志の「異俗」記載

まずはじめに、中国と日本の地理書を比較し、その相違の理由を両者における中央と地方の位相の問題として考えることから始めたい。

中国の正史には、周辺諸民族の居住域のみならず、各王朝の直接支配領域内部についても、各地の衣服についての叙述が詳しい。それは中国における以下の考え方に由来する。

中国では儒教的礼教に依拠しているか否かが、あらゆる価値判断の基準となった。中華と夷狄との区別も、儒教的礼教をわきまえているか否かにあった。礼教の体得とは、つまるところ儒教のイデオロギーに基づいた行動様式、生活様式を遵守していることを意味した。そしてかかる範疇にない夷狄が、異俗、殊俗として弁別されたのであった。

ところで行動様式、生活様式とは、より具体的にはどのような事象を指しているのだろうか。『新唐書』百官志、兵部の職方郎中条には、

殊俗入朝せば其の容状、衣服を図し、以て聞せよ。

とあって、殊俗の入朝の場合、容状すなわち立ち居振るまい・行動様式と衣服が、報告すべき最重要項目としてあげられている。

また六世紀初頭に成立した『水経注』巻一には、

新頭河。河より以西は天竺諸国、是れより以南はみな中国たり。人民殷富。中国、服食中国と同じ。故に之れを名づけて中国としたる也。

という記述がある。この見解の背後には、衣服・飲食の共通性がすなわち中国としての共通性に等しいとみなす認識のあったことが看取される。

これらの史料は、いずれも衣服が、夷狄の区別の指標であり、殊俗の具体的内容として必ずあげるべき重要な項目として、中国側に認識されていたことを示しているといえよう。

(2) 『風土記』の異俗と衣服

以上見てきたような、中国における中華と夷狄の区別の指標としての衣服の意義は、我が国においても同様の位置づけを得ていたであろうか。『風土記』には、さまざまな異俗の民の記述がある。土蜘蛛・国巢・白水郎等、諸国の『風土記』に登場する彼らについての描写を一瞥して気付くことは、中国のそれとは対照的に、ここでは衣服の地域による偏差に、まったく注意を払っていないという事実である。

たとえば「常陸風土記」茨城郡条は、土窟に穴居する国巢について、「弥々風俗を隔てき」と述べている。ここにいう「風俗」には、実は衣服が含まれていない。なぜなら公式令、遠方殊俗人条では、容状衣服は絵に画くもの、風俗は文章で述べるものとされ、衣服と風俗が異なった範疇として掲げられている。そこでの「風俗」は、生業や習俗を意味しているのであって、衣服や飲食とは切り離して考えるべきなのである。「肥前風土記」松浦郡条の、値嘉嶋に住む白水郎についても、「容貌は隼人に似て、騎射を好み、其の言語は、土地の人と異なっている」と、容貌や行動様式、言語の特異性に言及しながら、衣服の差異については語らない。

このことは、日本においては衣服を「異俗」の指標に数えなかったことを示唆しているよう。

『風土記』撰進詔に見るように、土地の産物、肥沃の度合い、山川原野の名前の由来や、古老の伝える各地の旧聞異事の把握に、主たる関心が注がれたのであって、衣服については律令国家が、地方支配に際して予め周知

していなければならぬ要素としては、認識されなかったものと思われる。

これは一体、日本におけるどのような事情に基づいたもののだろうか。ひとつの可能性として、このことは『風土記』編纂の前提に、列島内居住民の衣服が、すでに一元化されているという認識があったことを示しているか、またはまったく逆に、列島居住の人々の衣服は、統一されたものとなっておらず、公民においてさえ、国巢や土蜘蛛と同様、天皇の「王化」に浴していることを、視覚的次元で表す衣服をまとっていないかった、つまり中国側という意味での「中国」人と、異俗・殊俗の民の区別が、衣服を指標にしえなかった、という現実があったかのどちらかであろう。

筆者は後者の可能性を想定する。先に筆者は、律令国家は中国式の衣服制を導入したが、在地社会の衣服慣行との乖離により、公門内の空間に着用を限定せざるを得なかったことを論じた。<sup>(2)</sup> 佐竹昭氏は、唐代の承天門に皇帝が出御して行う諸儀礼は、官僚だけでなく一般民衆も参加して行われ、民衆に対して皇帝の偉大さを知らしめる演出がなされたが、日本の宮室は、かかる儀礼に必要な場を、予め用意することはなかった。天皇を頂点に宮都に結集した有位者集団内の秩序だけが問題であり、そしてそれらが一体となって、圧倒的な権力と権威をもって民衆支配に君臨するという一側面がうかがえるとする。<sup>(3)</sup>

ここで忘れてはならないのは、衣服制の面からいえば一般民衆、ひいては奴婢においてさえ、公門内に入る際に、「制服」という形で公的衣服の着用が強制されたという事実である。つまり天皇以下、奴婢にいたるヒエラルヒー的秩序が、公門内という閉鎖的な空間においては、厳格に整序され、全体として日本的礼教秩序を構成したのである。<sup>(4)</sup>

しかもこの秩序は、外部に対して宣揚する意志を持たなかったというが、果たしてそれは、日本の天皇および彼を取り巻く有位者集団の権力が、中国のそれに比してより超越的・専制的であったゆえなのだろうか。

〔初出一覧〕

第一部 古代国家と交通

第一章 古代における道と国家（『ヒストリア』一二五、一九八九年）

第二章 古代における都と村（『日本村落史講座六 生活Ⅰ 原始・古代・中世』雄山閣、一九九一年）

第三章 二つのチカシマに関する覚え書き——古代の国際的交通をめぐって（『世界史上における人と物の移動・定着をめぐる総合的研究』科研報告書、一九九二年）

第四章 古代環日本海交通と淳足柵（『律令制国家と古代社会』塙書房、二〇〇五年）

第二部 民族標識・異性装

第一章 「魏志」倭人伝の衣服について——「横幅」衣・「貫頭」衣の位相——（『女子美術大学紀要』一四、一九八四年）

補論一 『二遍聖絵』に見る時衆の衣服（『二遍聖絵を読み解く——動き出す静止画像——』吉川弘文館、一九九九年）

補論二 「笠の山——境界をめぐる一試論——」（『二遍聖絵と中世の光景』ありな書房、一九九三年）

第二章 日本古代における民族と衣服（『日本の社会史八 生活感覚と社会』岩波書店、一九八七年）

第三章 律令国家と蝦夷の衣服——民族標識としての衣服——（『アジアのなかの日本史Ⅴ 自意識と相互理解』東京大学出版会、一九九三年）

第四章 奉翳美人の男装について（『日本古代の国家と村落』塙書房、一九九八年）

第五章 男装の女王・卑弥呼（『古代史の論点二 女と男、家と村』小学館、二〇〇〇年）

第三部 王権と衣装

第一章 大化の冠位制について——吉士長丹像との関連で——（『考古学の学際的研究 濱田青陵賞受賞者記念論文集二』昭

和堂、二〇〇一年)

第二章 王権と衣服(『ワカタケル大王とその時代——埼玉稲荷山古墳——』山川出版社、二〇〇三年)

第三章 古代天皇の冠と衣服——中国衣服制の継受をめぐる——(『岩波講座天皇と王権を考える九』岩波書店、二〇〇三年)

第四章 服飾と制度——冠位から位階へ——(『日本の時代史二九 日本史の環境』吉川弘文館、二〇〇四年)

◎著者略歴◎

武田佐知子（たけだ・さちこ）

1948年10月2日、東京生まれ

1971年3月 早稲田大学第一文学部 卒業

1977年3月 早稲田大学大学院文学研究科史学専攻修士課程修了

1985年3月 東京都立大学大学院人文科学研究科史学専攻博士課程修了  
同 文学博士

1997年1月 大阪外国語大学教授

2007年10月 大阪大学理事・副学長

2009年10月 大阪大学文学研究科教授、現在に至る

〈専門分野〉

日本史学 服装史 女性史

〈主著〉

『古代国家の形成と衣服制——袴と貫頭衣——』（吉川弘文館，1984年）

『信仰の王権 聖徳太子——太子像をよみとく——』（中公新書，1993年）

『衣服で読み直す日本史』（朝日新聞社，1998年）

『娘が語る母の昭和』（朝日新聞社，2000年）

〈受賞〉

1985年 サントリー学芸賞 思想歴史部門

1995年 濱田青陵賞

2003年 紫綬褒章

こ だ い に ほ ん い ふ く こ う つ う  
古代日本の衣服と交通——装う王権つなぐ道——  
よ そ お お う け ん みち

2014(平成26)年3月9日発行

定価：本体6,800円(税別)

著 者 武田佐知子

発行者 田 中 大

発行所 株式会社 思文閣出版

〒605-0089 京都市東山区元町355

電話 075-751-1781(代表)

装 幀 上野かおる(鷺草デザイン事務所)

印 刷 本 亜細亜印刷株式会社

©S.Takeda

ISBN978-4-7842-1723-6 C3021